

特255

59

蒙研究資料第四輯

滿洲國新関税の影響

長崎高等商業学校
滿蒙研究会



0031436000

0031436-000

特255-59

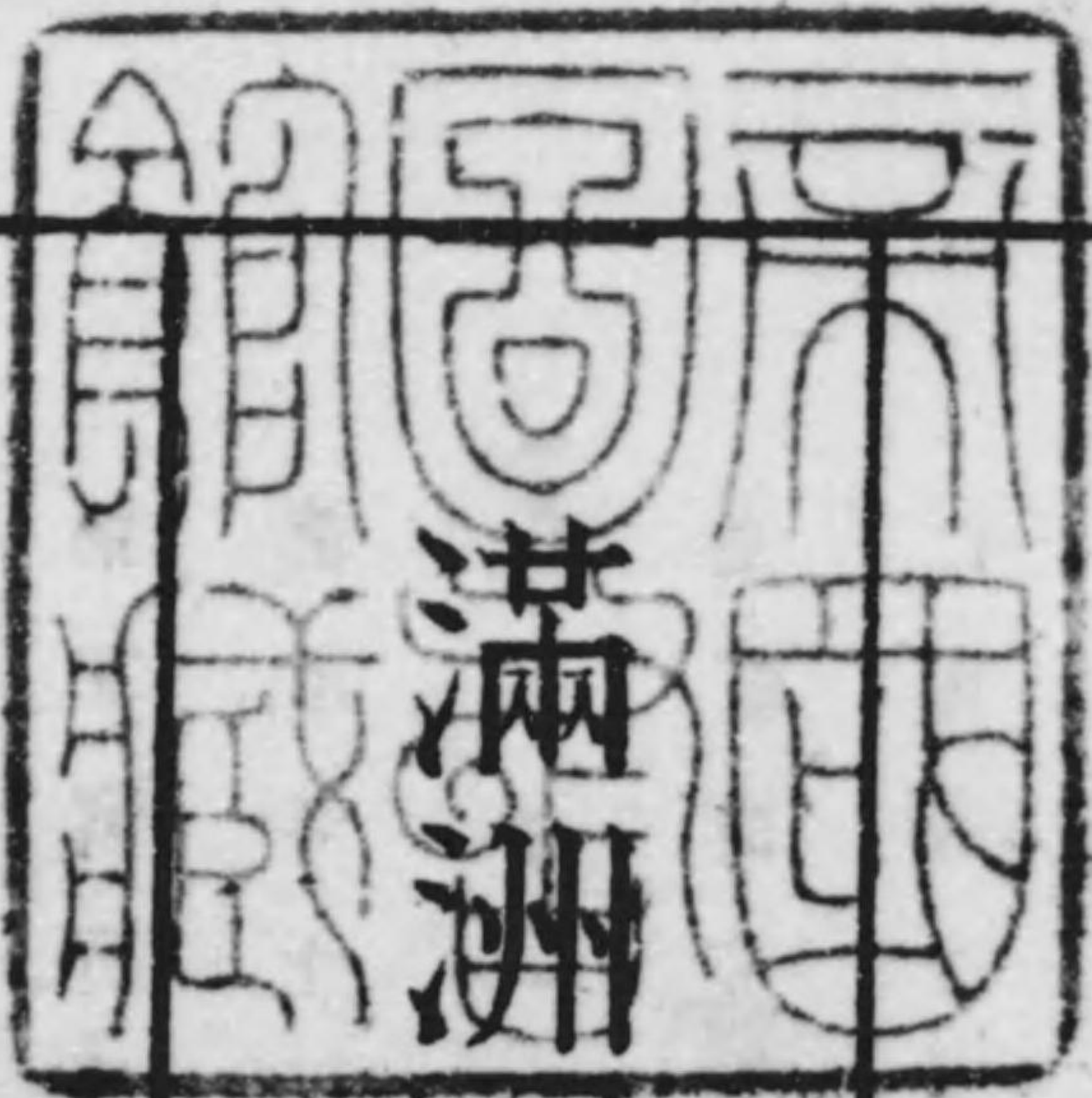
滿洲国新関税の影響

長崎高等商業学校滿蒙研究会

[昭和10]

AEB

特255
59



滿洲國
新関税の影響



現在ですら密輸取締に手を焼いてゐる事を思ふと、果してこの大勢を阻止し得るか否かは疑問で、合法的脱税を禁じた結果非合法的密輸を盛んにする様な皮肉な現象を生じ、滿洲国内の市價を崩さぬかと憂慮する營業者も少くない。

更に東京綿布界の觀測は如何と云ふに、我對滿輸出綿布は主として従價税に依つて輸入されるもので、總輸出額の九〇%迄が従價品であるだけに、今般の改正に依り従價税が平均一割八分から二割方の引上げとなることは少からぬ打撃である。殊に大同布の如きは明年二月物の約定が進んで居り細布が年内物を一掃し、物に依つては明年三月物迄に及んでゐる現状からして之等既約定品はどうなるか、又之が爲を受ける機業家の影響も少しとせぬ。地方従價税は今回の改正により引下げられるので今後の需要は従價税品より従量税品に轉換されるであらうことは期待される。併し現在滿洲國に於ける従量税の滞貨頗る多く吾物への端境期にある關係から直に従量税品の需要が増加するものとは考へられぬ。即ち、大局的には自給自足の許されぬだけに見先的の打撃はあるも悲觀の必要はあるまいと見てゐる。

以上の如く綿布關稅は従價従量面税の調整をとつた譯であるが、兎も角内地の綿布業者は上述の如く従來技術的工夫によつて特に低率なる従價税の適用を受けつ、巧な脱税をなして來たのである。今後斯うした行商を許さぬ様改正されてゐる。曾て内容的には取扱ひ少量の高級品が引下げられたるに反し、取扱ひ多量の下級品が概して引上げられたる様である。試みに主なる取扱ひ品に就き新旧税率の変化を示すと(單位反、圓幣円)

○八枚縞子一円高、○両面條染布一円高、○イミテラヨンポプリン一円十銭高、○大尺三十六銭高、○大同布三十一銭高、○縞細布一円五銭高、○縞組布一円高、○縞細縞七十銭高、

等何れも相當引上げとなつてゐる。勿論之れは國內産業保護の点から行はれたものであるが、差當り大同布に依つて壓迫されてゐた滿洲土布製織工業(全製織業の七割を占めてゐる)は相當活況と見るであらう。

雜 誌 類

雜誌及び罐詰食料品、食卓用及び製菓用果實は従來一五〇二円の従量税を課せられてゐたが、新税にては従價二五%に改正された。元來之の部門品種は容量が一定してゐるだけに價格の高低に拘はらず一様に一五〇二円の従量税を掛けられてゐたもので、非常に不合理なものとされ全滿營業者も一昨年以來屢々關係當局に之が改正方に就いて陳情してゐた。それが今回従價二五%になり大体に於て引下げられた。即ち尤もよく出るパインの如き舶來種(産灣産)のラセンスライスが大連沖渡二斤、打入一箱は七円五十銭で之に諸掛手数料を加へ八円三十五銭、其の上に従來だと約七円の従量税が加へられてゐたわけであるから、與地向の大連貨車乗價段は實に十五円三十五銭で、之に宿賃等を加算すると大連で八円程度のものが與地直段は約倍額の十六円近くになつてゐた様、其れが二五%の従價税になつたのであるから、前例の場合約二円の課税が済むことになり非常に之の点は輕減された事になる。

尤も一部高級舶來品の如きものには舊税二円が済んだものが、従價税になつて却つて割高になる場合も考へられるが、高級品に高く價格の安いものに税率の低いのが自然であるから、旧税率の不合理

に較べると之れは問題にならず今回のこの部内の税率改正は概して好評である。

殊に主たる産地と目される台湾に於いて販売統制が行はれ原價高を傳へられてゐる今日、内地輸出業者にとつては確に福音であり、旧來の密輸も漸減されるものと見られ、昨年、本年上半期と漸増しつゝある之種商品の前途は非常に明るいものとなつた。

屑鉄

今回の関稅改正に依つて屑鉄の輸入稅擔八十錢（一噸當り十三円四十錢）が七五%の從價稅に引下けられた。屑鉄一噸三十五円として輸入稅二円七十錢、四十円と押へても三円で噸當り十円以上の大引下けである。ところで今日までの滿洲國の屑鉄輸出入の情況を見るに（單位噸）

年 度	輸 入	輸 出
昭和六年	四五〇	四、七〇〇
昭和七年	三〇〇	七、〇〇〇
昭和八年	五〇〇	一〇、〇〇〇

右の如く輸出超過であるが輸入量は殆ど問題にならぬ程度で大勢この儘推移するものとしても滿洲國に於つて關稅引下げによる減收は大した影響はないが、寧ろ問題は今後に残されて居り高率關稅の引下げに依つて輸出超過が一轉して輸入超過となり關稅收入に於て寧ろ増收を見るであらう。現に昭和製鋼所にあつては來春の製鋼作業開始と共に屑鉄八萬噸を必要とする。勿論作業開始と共に製鋼所内に屑鉄の生産があり、滿洲國內にも屑鉄の供給があるので差し當り來年度の輸入量は二萬噸内外と見

られるが之れだけでも關稅收入の上から見て大増收と云はねばならぬ。

今昭和八年を標準とすれば屑鉄輸入額六十六萬圓、輸出稅額三萬併せて三萬六十六萬圓となるが來年度の輸入量を二萬噸と押へても輸入稅總額は五萬圓乃至六萬圓となり、屑鉄の輸出皆無となることを豫想してさへ尙増收である。殊に昭和製鋼所に於ては同所の誇る新方法に依つて必ずしも屑鉄を必要とせず又輸入關稅の高率なる爲に南洋より鉄鑛を輸入して屑鉄に代ゆる計劃であつたが今次の引下げにより屑鉄の使用が有利に展開されるれば屑鉄の多量使用を見る事になるであらうし屑鉄の輸入量は益々増加の一途を辿るものと思はれる。

況んや製鋼所の第二次増産計劃が實現すれば尙更であるが、鉄鉞使用と屑鉄使用の巧妙なる而刀使用分けにより多分に融通性ある道を歩く事が出来よう。斯くて今回の屑鉄輸入稅の引下げは一面屑鉄の輸入を促進し、その結果總體的な關稅増收を計ると共に他面軍需工業に対し多くの利便を當ふるものと云はれよう。

油 類

揮発油 燈油、松節油中新關稅により改正を見たものは稅番五〇二中の松節油（硬質）が稅番四八二並に四九五に分離し、從來の稅番五〇二には松節油（植物性）が残存する事になつた。即ち松節油中攝氏十五度に於ける比重〇・八八三を超えざる品質良好品は稅番四八二中に、超ゆるものは四九五番の燈油中に入れられた程で、之の結果從來英ガロン計算の松節油が米ガロン計算となり半ガロンに比較して一、二倍に當る英ガロンは其價引上げに反映した。

即ち揮発油十ガロンに對する税は三十四八錢であるが、英十ガロン一四八十九錢の松節油を米ガロンに換算すれば三十四八十一錢六厘となり引上げの實数が現はれて来る。これは増額税としての松節油加算税油と同様の増額力を持つもので、同時に植物性の代用を薦されてゐる結果と見られてゐる。尚滿洲に貿易統計表に依る昨年年度の輸入数量は一千二百二十八萬九千八百八十八ガロン、九百萬九千四百二十八ガロンに上つてゐるが、之の改正により大手筋の米國は相當の影響を蒙るべく同時に滿洲に於ては大部分が溶解剤としてペイントの加工に消費される關係上ペイント界にも影響を與へるものと懸想されてゐる。滿洲國の軍事的、政治的、經濟的工作と不即不離の關係にある自動車交通政策の一步前進である。

一例をタイヤ關稅に採ればタイヤ中從價税の引下げを見たものは自動車用のものはかりで自轉車馬車、人力車用のものは据置かれてゐる。無論自動車以外のもの加價格も低廉であり、且つ馬車、人力車等その發達の後退期に入つたもの將來に望み薄いが故であらうが、自動車用タイヤのみ關稅率が半減された事は注目に價する。而して他方之の輸入自動車タイヤが殆ど國産フリツゲストーンものであり、生産週轉を圓近に豫見してゐる内地タイヤ製造工業にとつて一福音であるに違ひない。

麥酒類

ビールその他の酒精含有度の低い酒類はいづれも相當の引き上げとなつた。先づ旧稅率表を見ると、

(第三七七番) エール、ビール、ポーター、スタウト、林檎酒、梨酒及び果実又は漿果より製造した

る類似の酒精飲料(第三八四番) 別號に掲げざる酒類及飲料

の二つの稅目が之れに相當し、稅率は何れも從價五〇%であつた。之れが新稅率では

(第三七七番) 麥酒(甲) 醸入のもの——クオート十二本又はペイント罐二十四本、一円四十五

錢、麥酒(乙) 其他——從價八〇%(第三八四番) 別號に掲げざる酒類及飲料

(甲) 酒精を含有せざるもの從價五〇%

(乙) 其他從價八〇%

となつた。即ち麥酒は從來從價五割で一箱(四打入り)の課稅が金四の四円見當であつたものが、新稅表に依ると一一五円換算で六円六十七錢(金四)に相當し六割七分五厘と云ふ上り方である。其他の果実酒は附加税を加へて五二・五%だつたものが八〇%になつたのだから五割二分三厘の引上げで麥酒よりはやく引上率加輕し、麥酒は金額にして一箱二円六十七錢の引上げだから一本にして五錢六厘の引上げであり、結局與地では日本麥酒は一本売り六錢見當の値上げを見るべく、麥酒黨には大打撃である。

與地行きは麥酒は冬期は輸送中凍結の惧れがあるので、大抵十一月中旬までには大運から發送済みとするを例とし、今年も冬期間の麥酒は大部分發送し終り大運に於けるストックは少くない内地工場も製造を手控へてゐた。そこに今次の引上げを見たので各麥酒會社は大狼狽で対策に狂奔し内地から取寄せ中だが二十二日迄に間に合ふかがどうか興味を以て見られてゐる。

今次の麥酒關稅の引上げが滿洲國內に勃興せんとしつゝある麥酒會社の保護にある事は明白である。

ビールは事変後在滿邦人の激増と共に需要着増し今年八月迄には三七九七五四箱を輸入し本年度全体では優に四十一萬箱を輸入される見込であると云ふが、一方滿洲國産ビールとしては現在操業してゐるものは滿洲忽布麥酒會社位なものであり、現在工事中のものとしては奉天の滿洲ビール會社だけである。而も製品を出すのは明後年であると云ふ（その他に樽ビール系の康徳ビール會社がこれ又奉天に設立計劃中である）から之等會社が全操業をなし其生産品を市場に売り出すのは今後数年後でなければ、完璧を期し得ない。而して其の生産高も僅かに二十五萬箱程度で現在輸入量（本年一年間の數量豫想四十一萬箱として）約半数餘にしか當らず滿洲の需要を充分に充す程には行かずとも輸入を迎へねばならぬ趨勢にある。

滿洲國としては今後更にビール會社の設立を歓迎して居るか否かは知らぬが、もう滿洲に対する各種の企業熱は一段落の態であり如何に輸入税を引上げたからとてビール會社の設立を招来する事にはならぬ。結局今次六割七分の引上げは一般消費者に高いビールを飲ませ、滿洲國の收入に減少を来さしめないことを云ふ事以外に何物もない。

即ち今回の増税は解し難いとの批評が当業者から起つてゐる。

セメント

關稅改正の結果稅番五八七、水硬性セメント（ポートランドセメントの如きもの）は旧來の擔二十五錢より四十二錢に十七錢方の引上げが取行されてゐるが、之の日滿洋灰界に及ぼす影響は次の如きものである。

滿洲連同以來所謂滿洲景氣の明暗二相の好況を驀進する土建工作に對處すべくセメント關稅擔四十三錢を二十五錢に引下げたのは昨年七月の改正に於てであつた。それから一年半を経過せぬ今日又々旧關稅に引き上げられた。之の猫の眼の様な豹变的改正の真相は土建工作が未だ而三年近き將來に下降線を進るものとも思はれず、土建材料として跌ぐべからざるセメントの需要が適増しやうとも減少するとは豫想せられぬ。且つ洋灰自給自足も遙か遠い將來の問題であるが、要は今次の關稅改正を契機に附屬地行政權返還問題の再燃を期して現在附屬地外に徵稅せられてゐる統稅の改正を目指してゐると云へやう。今次の十七錢の引上げ率は統稅率と略々等しい事を思へば改正の裏にあるものが行政權返還と云ふ政治的意味を持つものとも首肯し得る程である。而して昭和十年度に於ける全滿セメント需要豫想總額六十萬袋中軍部並に滿鐵の官給品が四十萬袋と見られ、又關東州消費量四、五萬袋を差引けば新關稅に依るものは十五六萬袋と推定され關稅收入としては左程のものではない。斯くして之の新稅率を支持はねばならぬものは軍部、滿鐵と關係のない與地に於ける土建請負業者であり、彼等に對つて新關稅と從來の統稅との整備政策が目捷の緊急問題となつて来る。

他面採め抜いてゐる内地洋灰界の最大級であり且つ滿洲市場を独占する小野田が過般の洋灰統制問題を経て既に肚を決め発動される統制法の虚を衝いて統制不適用地帯たる滿鮮の同工場を別働隊として新設滿洲市場を確乎独占せんとの氣勢を鮮明にし一方今次の改正を保護助長政策として活用し得る哈爾濱大同、滿洲の新洋灰會社に依つて着々工場を竣成、其の操業も近い事とて之の紛糾せる情勢を前途に持つ滿洲洋灰市場に今次の輸入關稅改正がどう響くか今後に残された興味ある問題である。

瑠璃鉄器

学良政権時代の邦品圧迫に依る悪税を其體踏襲された瑠璃鉄器類は需要の多い直径二十二釐を超へざるもの等に対する税率は殆ど倍額に當り、營業者間にはその改正方が切実に要望されつゝあつたが一方不當なる従量税を脱する一手段として洗面器類の如き直径三十六釐以上のものを作り従價税を受け高税を脱する方法さへ講ぜられてゐた。乙種品目は滿洲國の伸展に伴ひ従来以上に生活必需品として需要の増加を見つゝあり早晚減税断行を期待されてゐたもので、平均約二割の引下げは當然と見られると共に従量税よりも寧ろ従價税が望まれつゝあつた模様である。尙之の結果、過般東西の風水害に依る鉄板の輸入不足から一時設立停頓状態にあつた奉天の伊藤瑠璃工場、日本エナメル工場が近く新設と同時に事業を開始せんとしてゐる折柄、同方面には今回の減税は相當な打撃を與へるものと観測されてゐる。

煙草類

煙草類に對する輸入税は原料葉煙草は舊税率の儘で製品は紙巻煙草、葉巻煙草共非常な増税となり、純中下級煙草の引上げが著しい。即ち千本の價格四円以上六円迄のものゝの如きは約十割の引上げである。總体から見ると従來の輸入税に統税を加へたものに多少増加した事になつてゐるが、滿洲國としては下級煙草の輸入が困難となり煙草の國內栽培と國內製造を刺戟する事とをらう。

現在日鳳凰城、遼陽、鞍山方面に僅々五、六十萬斤程度の煙草栽培が行はれてゐるに過ぎず、原料葉煙草は主としてアメリカ及び山東葉を輸入してゐるが、今後は滿洲は煙草の栽培には好適地と云は

れてゐるので山東方面と等しく之が栽培が行はれると共に國內製造業者は大いに恵まれる事にならう。最近煙草の滿洲國輸入高は（單位國幣円）

年 度	製 品	葉 煙 草
大同元年	三、六五二、二三八	五、八一八、九三四
大同二年	一、七三三、七一一	九、五〇二、八五四

右の通り一昨年と昨年と比較すると昨年度は製品の輸入高が減少し原料葉煙草の輸入が増加を示してゐるが、之の傾向は今後益々著しくなり大連方面の煙草販売業者としては製品の滿洲國取引は非常な打撃を蒙る所だが、一面当分は原料葉煙草の輸入増から其の方面の取扱者は相當恵まれる事にならう。輸入煙草に限り滿洲國內と附屬地との區別はなくなり、其間に於ける脱税や密輸入は無くするが國外からの製品密輸入は増加する事にならうから其の辺警戒を要するであらう。

海産物

輸入海産物中今次の關稅改正にかゝつたものは乾魚、燻魚、鮑、長切昆布であるが、最も數量が大きく且つ營業者より熱心に引下運動が行はれてゐた塩魚及海味には全然変化が無かつたので營業者は何れも失望の色を浮べてゐる。以下引下げられた海産物を見るに、先づ税番二五七、乾魚及燻魚（乾鰯及鰯を含まず）は従來通りの従量税階五、〇七円で別に

「別號に掲げざる乾魚、階三三五円」

と云ふ一項が新設された。併し之の項に含まれる乾魚及燻魚は滿洲では日本人が主たる消費者で需要

少く而も日本人だけに斯う云ふ普通品の税率の上下に依つて購買力を左右される事は少いから新設の一項が播三三五円、即ち旧税比三割強の値下げとなつても餘り実効は無い。

次に税番の長切昆布は旧税番の九八円が播〇七五円とまり二割三分強の引下げとなつたのである。長切昆布は乾魚類とは多少趣を異にし、一般商人、殊に農民の生活必需品であり、白菜の出来不出来に依つて其需要量が左右される程であり、高級品でないだけに今度の引下げは値段の上で直ぐ現はれて来よう。既に大連港沖波バブラ百斤二元三十銭と見ると旧税一元二十銭位のものか新税では九十銭位で済むから今後輸入数量は増へるだらう。

税番二四九の鮫は散装のもので播三五一〇円から播三一三五円に、即ち一割強、雜詰で播一三〇七円から播八六五円に、之は三割四分強と何れも引下けられてゐる。散装のものは殆ど市場に影を見せず當地では雜詰に限られ支那料理用として清人方面に消化されるが寧ろ高級品であり関税に依つて需要が増減すると云ふ事は比較的少いと見られてゐる。併し何分三割四分の引下げは大きい上に殊に朝鮮方面の漁獲制限で一箱去年あたり十四位のものか十八円にもならうかと傳へられる時であるだけに當業者にとつて有利となりう。

傘、扇

税番六〇八の傘及び日傘は旧税に比し平均六割以上の引下げが行はれてゐる。即ち従来換の全部又は一部に貴金屬、象牙、眞珠貝、電甲、瑪瑙若くは寶石を用いたものは従價三〇%、其他の柄を附したるものゝ絹布又は絹入布張のものは一本二元七十三銭、絹以外の纖維交織ものは一元二十五銭と云

ふ非常な高税が課せられ、品物に依つては倍額以上に上るものもあつた事とて右税率改正方に就ては繁々滿洲國と當業者の間に折衝が重ねられた。其の結果之れを分解して部分品及附屬品に分け一割の従價税を支拂ひ奉天其他の工場で組立を行つてゐたのであるが、工場費が多額に上る關係上依然當業者は苦しんでゐたものである。新関税に依れば紙張、綿布張は従價の一割五分、絹布又は絹入布張が二割五分、部分品が従價一割五分となり著しく低減された。

次に税番六〇七の扇は従来棕栢葉製ものが三部にわかれてゐたが今度の改正で一定され従價税から一律に一割五分の従價税となつた。之の結果下級品は多少打撃を受ける事になつたが元來輸入数量が少いもの故影響も無く順張もの五分引上げも同様で両方とも何等政策的意味を含まない。

農具

免税種目となつてゐた製業用機械器具及びその部分品（税番二一六）が新関税で無税のレツテルを助られた事は結果に於いて何等の差も無いが、農業の機械化に邁進する滿洲國の現状たる決意が窺ひ得られる。但し農業に用ひられるトラクター其他の機械が滿洲に輸入される量日僅少なもので、今年に入つて滿鉄が克山農場に使用するトラクター三台を購入了程度である。比較的富裕な關東州内農家でも機械化への歩みは遅々たるものであるから、奥地農家の早急な機械購入は望み得ないが佳木斯永豐鎮、老爺廟等々漸次各地に邦人集團部落の形成されつゝ、ある現状は、大農組織の拡大が遠からざるを思はしめる。農具の大同二年度各回別輸入額を見ると

日本 一〇五、二五六

独逸

一九三七

重米利加

二〇七八

で惠澤は歴史的率を占める日本製造業者に独占されてゐる。

旧税目―農具用機械及同部分品、加、新税目―農業機械器具及同部分品と変わつて無税となつてゐるが、之は一見小改正の如く見えて而も相當大きな影響を與へる。即ち従来鋼、鉄等一般農家にとつては必需品中の必需品が旧税目の農業用機械及同部分品中に含まれなかつた農具類として5%の課税を受け農業保護の根本方針に背馳する現象を呈してゐたが、今回の改正で農業器具として明白に無税品中に入れられ一般農家にとつては喜ばしい結果となつてゐる。

種子

種子類の輸入税改正は二種に分たれ (甲)綿花栽培用棉子は無税として新設され (乙)その他は従價一〇%として措置された。種子類の輸入額は昭和七年二六萬圓、昭和八年三六萬圓、主として小豆、豌豆の如き豆類が大部分を占め棉子は殆ど皆無と云つてよく、之れを無税として新設したのは滿洲國の棉花政策と密接な關係が含まれてゐる。即ち滿洲國政府は現在の棉花作付面積八萬陌を將來三〇萬陌、綿綿年産一億五千萬斤迄に拡大する計劃で滿洲棉花協會を代行機關として之に當らしめ、最初二十年計画であつたものを十年に短縮せんとさへしてゐる。その結果栽培用棉子として改良陸地棉を主体とし之に在来黑種を併用する事になつたが、而も尙栽培用棉子はやゝもすれば不足を告げんとする危険性があり其の對策として曩に問題とまつた滿洲棉花協會の棉子一手買付けも未だ実現を見ない事情である。斯くて、今次の栽培用棉子が無税として新設された事は將來起り得へき棉子不足に備へると共に他面より一層優良なる品種の輸入を促進し、以て棉花増産の大計画をス

ムースに実現しようとする政策の反映と見られる。

酒 類

税番(四四一)酒類に関する項目は従來のガロンの四七錢の従價税が酒精の七五、及性酒精の五六その他従價一二五%の引上げを見た。財政部の説明に依れば産業政策を適應せしむる目的に依るもので、小麥、自動車車輛並に部分品等と改正主旨に於て同様のものである。即ち國內重要産業に対する保護助長政策の 発露である。滿洲國の酒精類輸入は大同元年に於いて約四十萬ガロン、大同二年約四十五萬ガロンに上り内大体に於て八割が飲料用に他の二割が工業用として消費せられてゐる現状が客年十一月日滿官民の促進により北滿酒精製造工業のシンゲートとして日滿合辦大同酒精會社新設立され、北滿酒精工業を独占することも滿洲國內市場に於ける自動車燃料補給の高ベンソリフトの生産に専念してゐる。而して滿洲に於ては酒精原料として好適なる高粱、包米の生産は滿洲農業の大泉大豆に次ぎ、酒精製造の技術的研究進捗と相俟ち今後酒精工業の発展は豫定の事實であり大同酒精も逐年増産の一途を辿るべく、且目下輸入品にのみ其の供給を俟つ南滿市場統制の目的を以て南滿酒精會社の計画着々進捗し来年度に於ては實現さるべしと見られ、之れが育成の意味に於て酒精一ガロンに付き二十八錢の引上げ、即ち従來の一石二十一圓より三十三圓五十錢への引上げは當然であると云へる。他面工業用及性酒精は一石に対し二十一圓より二十四圓五十錢に、一般酒精に比し低率引上げを見たのは輸入数量の相對的少額にもよらうが、一方酒精液体燃料化補給促進の意義を有するものと解し得る。

即ち過般の滿洲石油專売法に現はれた日滿燃料國策は石油資源の微弱なるに鑑み歐洲各國に倣ひカソリンと酒精との混合液体燃料を以て石油との代替品たらしめ得る現在、滿洲國酒精工業の保護政策による今次の酒精關稅引上げの國策的意義を等閑視する事は出来ぬ。

綿糸

今次の改正の主眼をなすと見られる綿糸布類中綿布が表面的には引下げられてはゐるもの、實質的には其の引上げが敢行され之の間テリケートを技術的操作用が講されてゐるのであるが、一方之れに對し綿糸類は大体に於て多少の引下げを見たのは全く國內機織業者の保護育成に因由するものである。唯、色素加工品及び四十五番手のみ七分五厘より二割に其の從價稅の引上げが見られ、之又、滿洲染色工業の発達に資せんとするものと思はれる。併し之れも關聯して困難な問題となるは輸入綿糸と滿洲産棉花を原料とする關東州産綿糸との關係である。

即ち關東州内に於ける紡績工場で生産せられる綿糸の原料は輸入印棉、米棉或は滿洲棉花であり、滿洲棉を使用する場合に於ては外棉使用より輸入稅の關稅上國幣二十六、七円乃至三十四円見當有利であり、採算上使用原棉百斤に就いて八、九円の高値を買付け得る状態であり、事實に於ては滿洲棉花増殖獎勵の爲め十一円乃至十四、五円の高値を買付けを爲し、業界としては多大の犧牲を辨ひつゝ、あつた。

然るに今次の改正により輸入品には輸入稅を徵收するのみで統稅を免除し、一方滿洲棉花による綿糸は依然統稅（綿糸百斤二円七十五錢）を課せられる處より、棉花百斤に付二円五十錢万安値をなけ

れば買付け不可能の狀態に陥り、前途悲觀材料の堆積である。尙輸入綿糸は逐年新減せるに反し關東州産綿糸は増加の一途を辿つてゐる現在、滿洲棉花地産問題と關聯して来るべき第二次改正を控へ種々困難な問題が惹起されるであらう。

綿毛加工品

稅番五九より同六八迄の綿毛布類加工品は大体に於て若干の減稅及び附加稅の免除を見た。即ち、莫大小地又は編みたる布帛、衣類、肌衣又は股引中起毛したるものは擔當り約六十錢の大幅引下げを見、起毛せざるものは從價七分が引上げられた。又靴下中両面とも起毛せざるものは瓦斯燒マーセライスせざる糸で製せられたものは擔二円引上げ、マーセライスしたものは二十七円三十五錢引下げられてゐる。即ち引上げは綿布生地並に糸類の輸入増につれ家内工業（手編手縫）其の他の小規模の加工業が抬頭の氣運にある事を物語ると共に、自國の産業保護進展の爲の政策と見る事が出来る。一方引下げは生活必需品としての結果と見られる。尚靴下、絹物、毛物は従前通り稅番一一五〇二の適用を受ける。肥帶子、ラムフ芯、ターキツシタオル等の引下げは當然と見られ、而して結局之の部分の改正は綿糸布類の動きにつれて行はれたものと考へられ、之れに依る直接影響は存いものと觀測される。

黄麻

黄麻に對する輸入稅は從來一擔一円十三錢であつたのが今回は黄麻を甲乙二種に區別し、甲の黄麻麻に對しては從價五%とて其の他は從來通り擔一円十三錢となり結局從來の黄麻から肩賣麻として

區別された部分だけ實質的には約半額に引下げられた税である。屑黄麻と云ふのはカツテインクと稱し黄麻の屑物で別に屑物と云ふ訳ではない。普通麻袋製造に対しては三十%乃至四十%を使用してゐるものである。黄麻の滿洲輸入状況を示せば

年 度	数 量(擔)	金額(海關兩)
昭和二年	五六、八六七	六三、八九三五
全 三年	七八、六五九	八五、〇四九九
全 四年	九九、〇三一	一一、七一七一
全 五年	六二、〇五〇	八五、七一五三
全 六年	五九、〇九九	八五、五七八二

(以下國幣円)

全 七年	七七、二六八	一、六八三、二〇二
全 八年	五三、〇七八	八六、七六五八
全 九年	八七、九六九	一、三三五、四七九

(八月迄)

右の通り毎年五、六萬擔乃至八、九萬擔の輸入が行はれてゐるが、之の内三〇%乃至四〇%が屑黄麻として減税を受ける税で國內麻袋製造業者には大いに恵まれる事とならう。所が現在滿洲國內の麻袋製造業者は奉天製麻會社の一社だけであるから將來麻袋製造業者増加の豫想は別として今の處奉天製麻

だけ加有利になる税である。將來國內麻袋製造を剝奪する事になり國內産業の保護を目的とした引下げであらうが、黄麻と麻袋の關係は製造に大規模の設備を有する事と國內で消費すると云ふよりも豆や雜穀を包装して再輸出すべき性のものであるから綿糸と綿布との關係とは多少異なる。若し國內麻袋製造が旺盛となれば唯一の原料たる印度は黄麻の輸出税引上げと麻袋の輸出税引下げを以て對抗するであらう事も考慮に入れて見なければならぬ。直接的の影響としては屑黄麻輸入税の引下げにより國內製品は一枚に對し約三厘五毛方安となる記であるから國內製造業者は有利となり大連に於ける麻袋業者は非常な打撃であらう。

植物類

「生活力を有する植物及び花卉」の輸入税改正は二種に分たれ(甲)栽培用及び持木用のものは従來の従價一二五%が無税に引下げられ、(乙)其他はその價額置かれた。前者の内持木用のものは滿洲の風土に適する苹果、梨、葡萄の如きは既に搖籃期を脱し自給自足の域に達してゐるから將來特殊な持木試験が行はれる場合に便利になつたと云へる丈である。之に反して栽培用植物の無税となつた事は滿洲國の造林計画と密接な關係が認められる。即ち滿洲國政府では既に大々的な造林計画に着手してゐるが奉天、吉林兩省の造林にはその風土に最も適合した落葉松(テフセンカラマツ)の二年生苗木を北鮮地方から輸入して居り其の輸入本数は昭和八年度十萬本、本年度二十萬本を來年は三百萬本の豫定である。事変の影響と事変後の建設費氣で最近木材は輸入超過ではあるが、大体木材輸出國であつたので今後数年を出でずして輸出國に轉ずると見られるが、將來に於ても極めて有望な林業に

滿洲國が力を入れているのは當然の事で、我々植用植物を無税に引下げたのも當然な政策であらう。

自動車部分品

税番(二二九ノ二)として新設された自動車輻部分品附屬品の項目中車台は従價三〇%と据置かれ、たに反し、部分品は現行の従價三〇%より一〇%に二割方の引下げが敢行された。これは自動車附屬品中(税番六二一ノ丙)タイヤが従價二割より一割に半減されたと同様、國策と不即不離の關聯にある自動車交通政策に適應せしむる目的を以て改正されたものであり、完成車の税率引上げと云ふ保護政策と相俟つて國內自動車工業の發展充実に資する一方、躍進する日本自動車部分製作業の提擡であると思つて差支へない。

而して國策的見地より昭和九年三月日滿合辦を以て設立された同和自動車會社は今次の改正を契機に愈々本格的に事業を開始する事となり、先づ第一着手事業として三百台のバス及びトラック(共に四輪車)の組立を行ふ豫定であり、之れが組立に必要を部分品は内地自動車會社七社聯合より或る協同國産自動車販賣會社より購入し外國品不買の方針である。尙同社ではホテール製作には純滿洲國産材料を以て之れに充當してゐる。

今次の自動車部分品の關稅率引下げは我が自動車部分品製作工業としては勿論好意を以て迎へるべく、尙本年一月より八月迄の部分品輸入價格累計は百十三萬一千七百六十五円(國幣)により昨年同様に於ける八十三萬四千七百八十三円に比して二十九萬六千九百八十二円の三割強の増進を見らる。葉 吠

車製袋の輸入税は従來千枚につき十四円四十三銭であつたの加、今回は甲乙に區別し、甲の葉吠を従價七五%、乙の其他は従來通り千枚十四円四十三銭となつたが、結局葉吠は従來の千枚十四円四十三銭(昨今の相場で金換算十七円)が金九円内外の税金となるので約五、六割方の引下げである。吠の輸入額は年額約二十萬枚程度で三四萬円の金額に過ぎず、大した問題でないが、營業者も需者も便利には相違ない。吠の輸入税引下げは寧ろ新吠より古吠の關係で、古吠は滿洲國産諸物品の包装用として使用せらるゝので、特別の考慮が拂はれたものと見られてゐる。

洋 紙

従來税番五〇七一五二六迄の紙類中比較的少量の輸入を見てゐた上紙印刷紙、模造紙等の税率加低く反對に更紙、ハトロン紙、ロール等の一般下紙品が重税に悩まされてゐたので、之れが對策に付いては營業者間に於いて種々論議され關稅引下げ運動が起きてゐた。新聞紙では附加税を免除されたのみで、改正は税番五一三に限られ、營業者間には期待はづれの不滿の聲が高い。新に改正された普通印刷用紙及新聞印刷用紙は更紙の平板、巻取もの二種類を三割の引下げを見た。即ち従來平板一張(十六連八四七〇擔)五十五円に対し九円四十銭の課税が七円五銭となり、巻取もの十三連卷四七〇擔五十四、七円五銭が四円七十銭、十六連卷六〇〇擔六十四、九円に対し新税は六円に引下げられた。之と更紙が一般印刷用紙に比較し高税であつたことと、新聞紙の持つ社會的便命の重大性を考慮された結果と見られてゐる。尙前年度統計に依れば、更紙は三八、四四〇擔、六五三、六〇九円、本年度八月末迄は一一三、二三五擔、一、二六七、二三四円と輸入が激増してゐるが、右引下げと今後の滿洲國に於け

に如何に響くか、之れは新税率発表當時の世上の期待を裏切つて別に引下げとならぬらしい、其の理由として業者の専らる所は

- 一、業者は今迄禁止的高関税の下にあり乍ら得意を繋ぐ暇め非常な不利を忍んで来た事
- 二、内地木の凶作で内地酒の卸値段そのものが騰貴しつゝある事
- 三、奉天その他の新釀造場の酒が明春頃から賣出されるが、之等の酒もコストが割高についてゐるので値下げは難しい事

等々、之の調子は與地の左黨の御難時代は富分緩和されさうも無い。

化学薬品

税番四四三化学薬品及び同類合品中より分種税番四一七内に編入された塩化マグネシウム(苦汁)及税番四三八の硫酸ソーダ(芒硝)は今次の改正により従價一割二分五厘、一割五分より、それれ糖一円二十銭、一円十銭、約七割に及ぶ暴騰的従價税を賦課される事になり、即ち新税によると従来石油一罐四七八斤九銭のものが、一罐約六十九銭の引上げとなつたので最近の價額糖二円二、三十銭に対し約半額が課税されるので業者並に之が使用の建築界、豆腐屋方面にも影響を與へるだらう。尚而品加之の改正により重税を課せらるゝ根本原因は面品が共に塩と密接なる關係にある結果、滿洲に於ける塩業保護の立場並にマムネサイド含有の鉛石が多数産出する為、之れが産業保護政策に依るものと見られてゐる。尚滿洲に於ける産塩總額は平均六億円内外に上り今後目下計西中の滿洲塩業会社の設立に伴ひ更に増加すべく滿洲四政府の塩務政策の一端として注目に値する。

炸薬加工系

今次の輸出關稅改正の中、炸薬關係中左の三品が無税となつた。

税番	品目	旧税	新税
一七五	屑綿(若綿を含む)	擔に付 〇.四五	無税
一八六	眞綿	從價五〇%	無税
一九九	絹織糸及絹糸	擔に付 一五六〇	無税

炸薬系は従来に於ても無税であつたが、上記三品は加工品と見られて輸出税を課せられてゐたもので、今次の改正は最近不振に陥つてゐる炸薬業保護の意味より同様無税とした訳である。今度無税となつた税目は大部分富士紡績安東分工場で製造して居り同社は旧政權当時支那側の圧迫を受け一時閉鎖の憂目を見た事さへあるが幸な後好轉し、絹糸三萬斤、絹織糸一萬五千斤、眞綿一千斤を生産してゐる。之等は大部分輸出されるが輸出税は従来同社だけで三萬円乃至四萬円かゝつてゐたから、今後はそれだけ免除される訳で、同社の立場は著しく有利となつた。絹織糸及絹糸は印度に多く輸出され、その内六割は富士紡績物、四割が安東方面から原料を内地に出し、内地工場で加工して輸出されてゐる。従つて今次の輸出税免除により之の四割も安東に於て加工し、直接輸出されるかどうかが興味の中心であるが、富士紡工場の生産能力は現在フルに働いてゐるので拡張をせぬ限り実現すまい。唯之の炸薬系工業の好轉に乗じて小栗五郎氏を中心に内地実業家を加へて三百萬円の大規模な加工會社を設置せんとする計画が立てられて居り、若し之れが実現すれば炸薬加工工業は一段の躍進を遂げるであらう。尚炸薬輸

高粱酒

今次の滿洲國關稅改正により高粱酒に對する輸出税は之れを免除される事になつたが、石高
 米酒の免税は却つて之れが輸出を阻害する結果となり當地に於ける當業者は目下善後策に付き
 協議研究中である。即ち當地より輸出される高粱酒は主として支那に向けられてゐたが、從來
 之れを上海に輸出するには、當地税關に於て百斤に付き五十八錢の關稅を納付し滿洲國税關の
 納稅済票をつけ輸出し、之の納稅済票のあるものに對しては上海で二十九錢の關稅と三十四
 十錢の購買税（持稅）を負擔するのみであつた。然るに今後滿洲國の輸出税廢止の結果、當地
 税關より納稅済票を得られない事となり、之が屬め上海に於て二十九錢の關稅と六十四錢の
 持稅を百担せしめられる事となり結局百斤に付き五十八錢の輸出税を免除された、めに三四の
 持稅を多く負担する事となつたもので、當地の當業者は今後高粱酒の売れ行きに大打撃を受け
 るものとして營口の關係業者は對策を協議中である。尚高粱酒の支那への輸出は大部分營口の
 輸出業者十數軒の取扱ひで大同元年度には六六四、七四二圓幣円たつたが大同二年度には

仕出港	金	額
大連	二一、一九一	
營口	二、三四九一五	
安東	一、九四九	
山海關	六六四	
計	二五、八七一	九

と殆ど半減以下となつて居り、今年はや、挽回して八月末迄の累計は二二七、七四五円である。
 高粱酒輸出税免除問題に關して大連税關当局の言は「高粱酒は大連からの輸出は全然なく、
 且つ海關獨立以來支那側は大連税關を完全に外國扱いにしてゐるので、支那側海關の取扱ひ方
 に就いて一寸想像がつかないが、高粱酒の輸出税を滿洲國が免税し、之も其の故を以て支那側が
 輸入正税を課することは思はれない。營口から輸出された高粱酒を轉口税扱ひとしてゐたのは、
 支那が滿洲國を國內視すると云ふ主義と生活必需品たる滿洲特産及び其の製品の關稅を軽くす
 ると云ふ建前から来たもので、滿洲國が免税したからとて之の取扱ひ方法が変る事は恐らくあ
 るまい。要するに輸出税票を持つて行くか否かは問題でなく單にマニフェストさへ附けて行け
 るまい。或る營口の高粱酒輸出業者の心配は杞憂に過ぎぬと思ふ。

棉子

棉子の現行輸出税率従價七五%は播十錢の從價税に改正された。棉子の相場は大体播二円五
 六十錢だから八錢乃至十錢の引下げになる。現在滿洲の棉子生産高は年約八十六萬擔で輸出高
 は昭和六年九萬擔、全七年十二萬擔、全八年十六萬擔で逐年増加してゐるが、未だ二十萬擔以
 内に過ぎぬ。従つて國內消費としては輸出を二十萬擔と見ても年六十六萬擔となるが、之の内
 から優良なるものを選んで教信用種子として約二十萬擔を保存せねばならぬから、残り四十六
 萬擔が其の他の消費として残される税である。棉子は相當に廣用途を持ち搾油は食用工業用
 に供せられ、搾粕は飼料や肥料となるが、滿洲國內に於ては未だ工業化されず、僅かに商人が
 家内工業的に搾油してゐるに過ぎない。従つて四十六萬擔の消費が手一杯の所と見られるが、

他方滿洲國に在つては滿洲棉花協會を代行機關として今後十ヶ年の計画で、現在の棉花作付面積八萬陌を三十萬陌に擴大増産せんとしてゐる。之の棉花國策實現と共に榨油原料としての棉子は遠からず供給過剩を告げるであらう。斯くて將來の棉子供給過剩の大勢を見越し之れに備へる一方、既に棉子の榨油を工業化してゐる内地及び南鮮方面の需要筋からの要望にも副ふ爲輸出税引下げが行はれたものと解される。

石 炭

今回の關稅改正で石炭（粉炭及粉炭より製せられたる礫炭を含む）の輸出税は英噸五十三銭卅十五銭六厘に引下げられた。此の新稅率は日支間の撫順、煙台細目協定並びに本溪湖煤鉄公司創設當時の特別協定によつて滿鉄社炭に適用され爾來今日に及んだものであり、今次の改正に依つて滿鉄社炭と社外炭との差別が撤廃された訳で之の点滿鉄は今日迄の特權を失ひ打撃を受けたと見られるが、今後の滿洲石炭界の大勢から云へば却つて適宜の策とも云へるのである。事変以來内外の好條件に恵まれて撫順炭は殆ど滿洲市場を独占的に支配してゐるが地場消費高の急増や内地向けの好況で供給に手の廻り兼ねる有様であり、他方社外炭に在つても右の情勢と國內治安整備に伴つて漸次更生し其の滿洲市場入市高は左の如し（單位萬噸、昭和九年は推定）

昭和五年	一七四
全 六年	八八
全 七年	四七
全 八年	八四

全 九年 一〇〇

即ち昭和七年を底として累増し北滿松花江方面に於て西安炭、鶴立崗炭が撫順炭に代つて供給せられてゐるが如く社外炭が撫順炭による供給不足を補ひ、以て需給の円滑を果しつゝ、あるとは云へ、社外炭の出炭能力は未だ輸出に乗り出す域に迄至らず、唯復州の粉炭が特殊炭として輸出されてゐるに過ぎない。復州炭鉱は現在滿洲炭硯會社の所有にかゝり塊炭率は一割程度に過ぎず、年出炭高二十萬噸の凡割までは粉炭であるが、之れが塊炭原料として内地關西方面へ年約十四、五萬噸、海外へ二萬噸輸出されて居り、今回の關稅改正で年六萬圓以上の利益を得た訳である。

だが之れは特殊炭の事であるし、まして増産には相當の時日を要する業界の事だから、之所教年間輸出向けに急激な増大があるものとは豫想出来ぬし、其他の社外炭に在つても同断である以上、今次の改正が社外炭の輸出向けに大変動を巻き起す訳はない。

唯問題は將來への展望でかつて奉天市場に於て撫順炭と角逐して撫順炭を圧迫した事實もあり、上海市場へも年數十萬噸の輸出を齎してゐた北票炭硯の六十五萬噸増産が實現され、更に新邱の年百萬噸出炭が開始された時は業界に今日見るが如き好條件に恵まれざる場合も豫想されるであらうし、かかる場合に今次の輸出税の引下げを見たゞけ、其れだけ海外市場開拓も容易になつた訳であり、海外に廣く市場を持つ事は又それだけ國內角逐の磨練を防止する所以であり、斯くて今次の社外炭の差別撤廃は一脈業界の前途を明るくするもので、之の意味を産業助成の意図が多分に含まれてゐるものと解せられる。

出口税中 税番(四五)糠及び糠の旧従價七五%の輸出税が撤廃され無税となつた事は、輸入面に於ける小麦粉の新課税に依る北滿製粉業保護助長と同様輸出面に於ける北滿製粉事業の育成であり、一方之れを輸入に仰ぎ他の高粱、包米同様家畜の飼料に充當する日本の農家の副業奨励上も極めて有意義な事である。北滿から日本へ輸出される糠及び糠は一時相當多額に上つた事があるが、北滿製粉業の衰微につれ漸次減少し、最近はその割安の点からも天津、上海、漢口等から輸出されるものに比較し激減を見てもたのであるが、又の輸出税撤廃は價格に於ても中國ものと均衡がとれ、巨賈に於ても優るとも方らぬものである以上、漸次之れが輸出も活況を呈するであらう。尚之れが生産は北滿を中心とする關係上今後輸送鉄道運賃値下げが実現された時に於ては採算上中國ものに比し有利となり輸出に於ても當ふる利益は大なるものがあるらう。最近に於ける糠の仕向地別輸出額を見れば左の如し(單位糖)

△大同元年

日本	三〇〇、二八二
朝鮮	二、一九七二
中國	二、二八九
露國	一五、一〇五
計	三三九、六四八

△大同二年

因つて輸出總金額は大同元年に於て七十七萬四千五百四十八圓幣圓、大同二年一萬九千二百九十圓と數量並に金額に於て元年度と二年度を比較すれば全く激減を迎つてゐる。

木材輸出税は税番第一五七から第一六〇に至る。梁材、楯及び船桁、杭、柱、桁材その他の丸太、板の全部に亘つて旧税七分五厘が全部撤廃されて無税とされたのだから表面的には相當保護政策と云へる。滿洲材の輸出は昭和六年を頂点として次の如く急激に減少してゐる(單位海關兩)

昭和六年	五九、九二、二三一
七年	三、五三、一五五七
八年	一、八二、八一七四

之の主たる原因は事変以來土産界の活況と鉄道用枕木の需要増で國內の需要に追はれ輸出にまなす加伸びなかつたのによるが一方銀高等により輸出能力が乏しくなかつたのにもよる。明年度の滿洲全体の木材需給に關する業界の豫想は出材總量三百萬石、輸入材百萬石、計四百萬石で輸出は極めて少くなるが又殆ど無に歸するかと見られてゐる。故に假令輸出税が

無税となつても其の影響は差當り云ふに足らぬと見られてゐるが、局部的には安東の如く木材税があるばかりに對してもすれは對岸の新義州に圧迫され勝ちだつた市場は有利となる訳である。今次の輸出税廃棄が眞にその効力を發揮するのは滿洲の土産品氣が一巡終了し過剩材を輸出に向ける様になつた時で其際は間島及び吉林材は北鮮經由して内地市場に鴨綠江材は支那市場に夫々活躍し得る素地を當へられた訳である。

輸出税則中税番(九)鳥獸肉は從來旧税率從價七・五%を徵收されてゐたが内(甲)牛肉のみは其の輸出税撤廃され無税となり、他の鳥肉、羊、猪等の獸肉は括置となつてゐる。之は鮮東肉の輸出額の大半を占めるものか牛肉であり、他品は全く微々たる數量であり滿洲畜産業今後發展計畫上馬豚と共に牛の飼養増殖が主体をなしてゐる以上海外輸出に於ける制約的條件を好轉せしめ、畜産業発達を育成助長する意味を多分に有してゐるものである。而して今後生牛の放牧地帯より搬出、獸疫預防施設の改良等は牛肉の輸出を一層好況ならしめるであらう。早くより蒙古牛に着眼し生牛鮮東肉輸出の大手筋である東亞勸業會社では從來より輸出税の撤廃を希求してゐたが今回之れが實現を見た訳であり、之の改正を契機に大連、奉天の屠殺場を拡張し生牛の買付も廣範圍に行ひ積極的に活躍する意向を持つと傳へられ、又海軍用肉も單價引下げを敢行し滿洲肉の進出を回つ、あると云はれてゐる。

尚滿洲國の牛肉猪肉等鮮東肉の輸出額は左の如くである。(單位擔)

大同元年 大同二年



日本	五九一三二	三四七四三
朝鮮	五	一三
中國	八七	一
英國	一	四二三
計	五九二二四	三五一七九

因に之れが輸出額は大同元年百十二萬六千二百二十五圓幣圓、二年六十四萬五千七百五十四圓であつた。

蓖麻子油

出口税番(九二)蓖麻子油は旧税率從價一擔一〇八よりの五に半減を見た。同油は大麻子より榨油せられ、多くは原料の國內地へ輸出され同地で榨油せられ機械減磨油として好評を博し又薬用としても重寶がられてゐるが滿洲に於ては之れは多く家内工業により生産されて居り輸出品としても又微々たるものである。滿洲國に製菓業の勃興を見んとする氣運にある今日滿洲特産の一たる麻子奨励の意味をも含め又内地に於ける機械油として用途並に販路を拡張する意味に於ても有意義であると云ひ得る。

以上を以て今次の關稅改正の影響を相當範圍に調べたものであるが、右新關稅に對し實際的に如何なる影響を喚起したるやを見るも興味ある問題である。



長崎市豊後町六
羊々堂 神印
番4099 次

53
54